

生活困窮者一時生活支援事業等の事業内容及び過去5年間の実施状況

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
利用人数 (人)	25	14	22	30	25
利用日数 (日)	303	232	331	524	593
決算額 (円)	1, 822, 000	1, 272, 000	2, 159, 000	3, 003, 500	3, 313, 800

- 経緯

平成14年（2002年）8月に施行されました「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、平成16年（2004年）1月からホームレス緊急一時宿泊事業を開始しました。大阪府内を4つのブロックに分け（大阪市を除く）、管内のホームレスの方の支援策としてきましたが、平成27年（2015年）4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、同法の一時生活支援事業として再編成されました。大阪府内を2つのブロックに分け（大阪市を除く）、本市は大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会北大阪ブロック（吹田市・豊中市・池田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・島本町・豊能町・守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四条畷市・交野市）に参画しています。
- 事業内容

住居のない生活困窮者で収入や資産が一定水準以下の方に対して、原則3か月に限り、宿泊場所や食事を提供し、安心した生活を営めるよう契約ホテル等を一時的に利用しています。
- 費用負担

平成27年（2015年）4月に生活困窮者自立支援法の施行以降、国庫負担率2/3の事業となっています。また、毎年度各ブロックの契約担当市が、ブロック内のホテルや救護施設等と契約締結を結び、各自治体を代表して契約手続き及び支払いを行っています。契約担当市は輪番制となっており、各自治体の予算合計額を予算計上し、利用実績を基に契約先の宿泊施設に「使用料及び賃借料」として支払いしています。契約担当市以外は、毎年度末に、各自治体における年間利用実績分を契約担当市に対し「負担金・補助及び交付金」として支払っています。